

(お知らせ)
廃家電の不法投棄の状況について

平成19年 7月10日(火)
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室
直 通 : 03-5501-3153
代 表 : 03-3581-3351
室 長 : 西村 淳 (内線 6831)
室長補佐 : 相澤 寛史 (内線 6834)
担 当 : 藤原 貴徳 (内線 6836)

廃家電 4 品目(エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機)の不法投棄の状況について、この度結果を取りまとめましたので、公表します。

廃家電 4 品目の平成18年 4 - 9 月の不法投棄台数の合計は68,642台で、前年と同じ期間の不法投棄台数のデータを有している自治体について比較すると、7,985台減少(前年同期比10.5%減)しました。不法投棄台数が減少した自治体が挙げたその主な理由は、不法投棄対策の強化や家電リサイクル制度の普及啓発の効果等でした。市区、町、村それぞれの不法投棄の状況を比較すると、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多く、行政区域外より持ち込まれたと考えている傾向にありました。

また、私有地で立ち入ることができない、回収が物理的に難しい、予算が不足、担当者の人数が不足する等の理由で、行政区域内に不法投棄されたが、未回収のものと回答した自治体は32%、回収が物理的に困難な谷底等に投棄される等、不法投棄が悪質化している傾向にあると回答した自治体は35%でした。

1 背景

廃家電 4 品目(エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機)については、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、メーカー等によるリサイクルが平成 13 年 4 月から始まっています。これを受け、環境省では、廃家電 4 品目の不法投棄の状況について、調査を定期的実施しています。

今回の調査の対象自治体は、全 1,836 市区町村(総人口 12,777 万人)で、対象期間は、平成 18 年 4 - 9 月としました。なお、今回の調査では、平成 18 年 6 月より家電リサイクル制度の見直しを行っている中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合における検討状況を踏まえ、不法投棄台数の減少理由及び不法投棄の状況の悪質化の傾向等について、調査項目の追加等を行いました。

2 廃家電4品目の不法投棄台数について

(1) 不法投棄台数の状況とその変化

平成18年4 - 9月の廃家電4品目の不法投棄台数のデータを有する1,762自治体^{注1)}における平成18年4 - 9月の廃家電4品目の不法投棄台数は、エアコンが3,294台、ブラウン管式テレビが37,096台、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が16,462台、電気洗濯機が11,790台で、4品目合計では68,642台でした。

また、平成17年4 - 9月及び平成18年4 - 9月の廃家電4品目の不法投棄台数のデータを有している1,741自治体^{注2)}(平成18年4 - 9月の廃家電4品目の不法投棄台数68,390台)について、当該各期間の不法投棄台数の比較をすると、エアコンが2,070台減少(前年度同期比38.7%減)、ブラウン管式テレビが2,980台減少(同7.5%減)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が1,102台減少(同6.3%減)、電気洗濯機が1,833台減少(同13.5%減)、合計7,985台の減少(同10.5%減)となりました。なお、当該各期間における月別不法投棄台数の推移について比較したところ、4 - 6月に比べ、7 - 9月の不法投棄台数が少ないという同様の傾向にありました(表1、図1)。

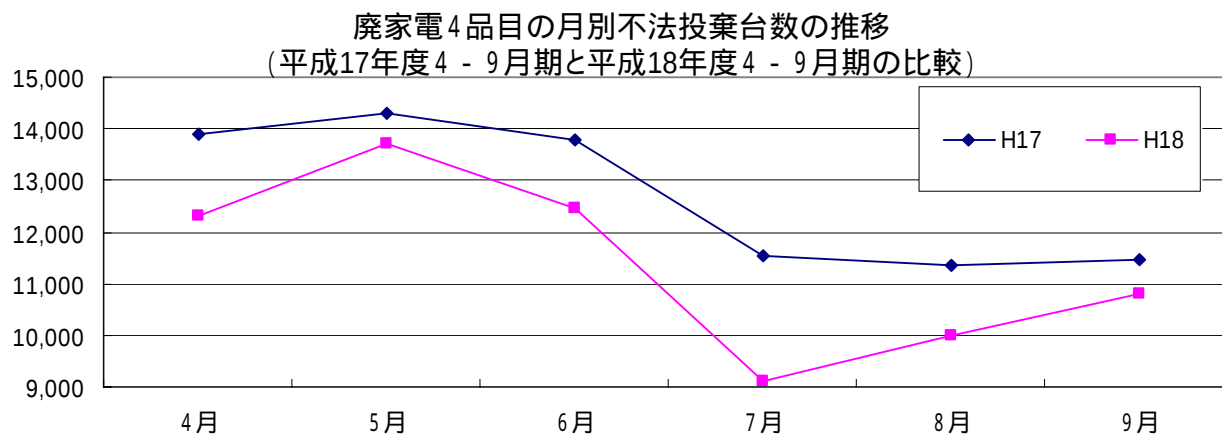
不法投棄台数が減少した自治体に対してその理由を尋ねたところ、不法投棄対策の強化が53%(不法投棄対策予算の増加、パトロールの実施、監視通報体制の構築、監視カメラの設置等)、家電リサイクル制度の普及啓発の効果による住民の意識や理解の向上が53%等^{注3)}が挙げられました(図2)。

(表1) 月別不法投棄台数の推移(平成17年4 - 9月と平成18年4 - 9月の比較)

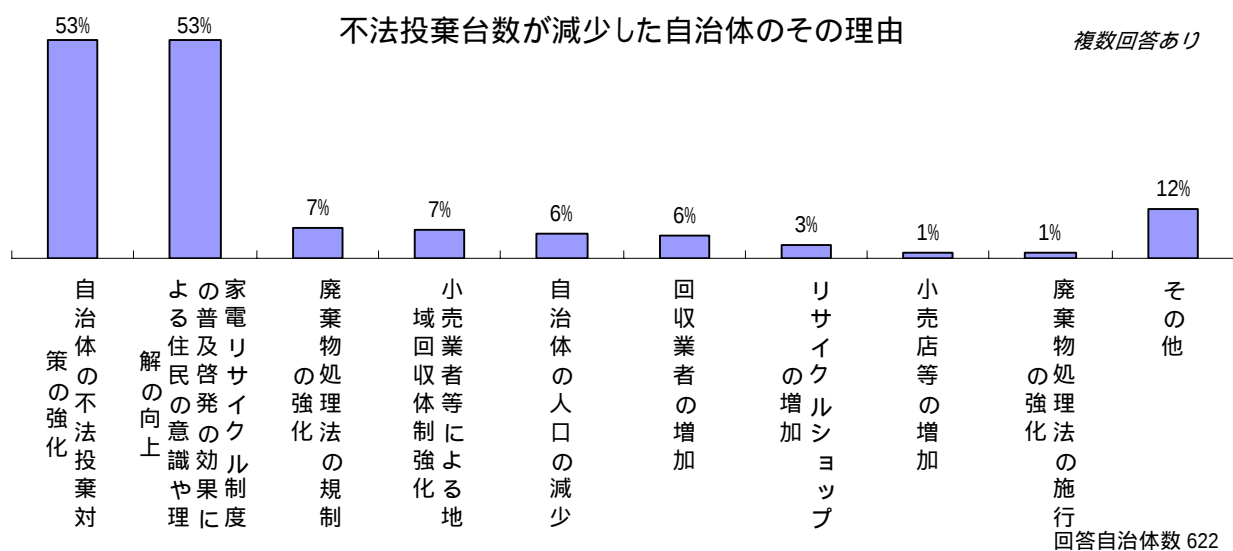
	4品目合計		エアコン		ブラウン管式 テレビ		電気冷蔵庫 電気冷凍庫		電気洗濯機	
	H17	H18	H17	H18	H17	H18	H17	H18	H17	H18
4月	13,888 (11.2)	12,297 (9.9)	798 (0.6)	545 (0.4)	7,526 (6.1)	6,863 (5.6)	3,033 (2.5)	2,777 (2.2)	2,531 (2.0)	2,112 (1.7)
5月	14,317 (11.6)	13,704 (11.1)	925 (0.7)	559 (0.5)	7,651 (6.2)	7,574 (6.1)	3,152 (2.5)	3,141 (2.5)	2,589 (2.1)	2,430 (2.0)
6月	13,803 (11.2)	12,477 (10.1)	900 (0.7)	585 (0.5)	7,207 (5.8)	6,822 (5.5)	3,248 (2.6)	2,932 (2.4)	2,448 (2.0)	2,138 (1.7)
7月	11,547 (9.3)	9,117 (7.4)	980 (0.8)	590 (0.5)	5,794 (4.7)	4,762 (3.9)	2,704 (2.2)	2,227 (1.8)	2,069 (1.7)	1,538 (1.2)
8月	11,354 (9.2)	9,982 (8.1)	914 (0.7)	502 (0.4)	5,750 (4.7)	5,283 (4.3)	2,680 (2.2)	2,565 (2.1)	2,010 (1.6)	1,632 (1.3)
9月	11,466 (9.3)	10,813 (8.7)	831 (0.7)	497 (0.4)	5,986 (4.8)	5,630 (4.6)	2,701 (2.2)	2,774 (2.2)	1,948 (1.6)	1,912 (1.5)
合計	76,375 (61.8)	68,390 (55.3)	5,348 (4.3)	3,278 (2.7)	39,914 (32.3)	36,934 (29.9)	17,518 (14.2)	16,416 (13.3)	13,595 (11.0)	11,762 (9.5)
前年 同期比	-10.5%		-38.7%		-7.5%		-6.3%		-13.5%	

前年同期比以外の単位は全て台です。カッコ内は「10万人あたりの不法投棄台数」を示し、不法投棄台数を1,741自治体の人口の合計で除す等したものです。

(図1)



(図2)



(2) 不法投棄台数の市区・町・村の比較

平成18年4 - 9月の廃家電4品目の不法投棄台数のデータを有する1,762自治体^{注1)}について、市区・町・村の各自治体の1万人当たりの不法投棄台数は、それぞれ、市区が5.2台、町が7.1台、村が13.5台であり、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多い傾向が見られました(表2)。

(表2) 市区・町・村それぞれの1万人当たりの不法投棄台数

	1万人当たりの 不法投棄台数 [台]	回答自治体数 [自治体]	平均人口 [人]
市区	5.2	773	143,467
町	7.1	804	15,319
村	13.5	185	4,919
合計	5.4	1,762	70,446

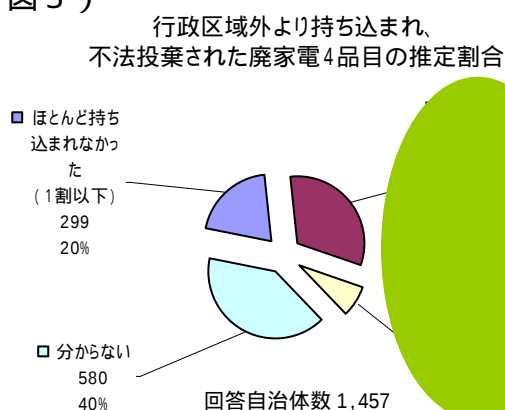
(3) 行政区域外からの持ち込みによる不法投棄の状況

不法投棄された廃家電 4 品目を回収した自治体のうち、行政区域外からの持ち込みがほとんどない（1 割以下）と考えられる 20%、行政区域外からの持ち込みが混ざっている（1 - 5 割程度）と考えられる 32%、行政区域外からの持ち込みが大半である（5 割以上）と考えられる 8%、分からない 40% でした（図 3）。

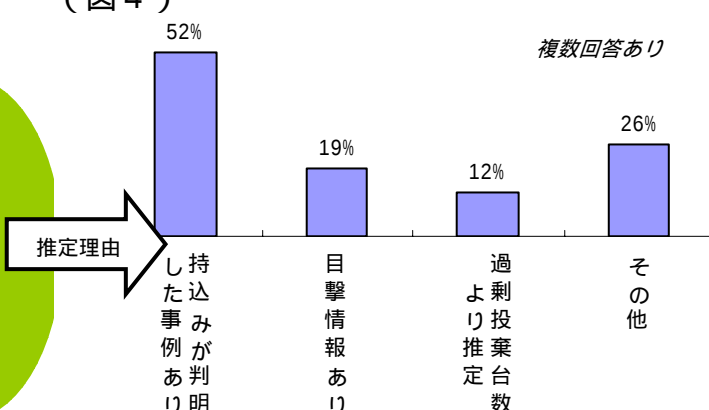
行政区域外からの持ち込みが混ざっている又は大半である（1 割を超えている）自治体に対してその理由を尋ねたところ、行政区域外からの持ち込みが判明した事例あり 52%、行政区域外から持ち込まれたとの目撃情報あり 19%、当該自治体の人口から考えて過剰な投棄台数であると推定 12%、その他 26% でした^{注 3}）。その他の主なものは、行政区域境界付近の不法投棄が多い、他自治体の指定袋の不法投棄物と同じ場所に投棄されていた等でした（図 4）。

また、回答した市区、町、村のそれぞれで比較すると、行政区域外からの持ち込みが大半であると考えられると回答した市区は 1%、町は 13%、村は 23% で、持ち込みが混ざっている又は大半であると考えられると回答した市区は 30%、町は 49%、村は 53% でした。特に町村部において、行政区域外から持ち込まれたと考えている傾向にありました（図 5）。

(図 3)

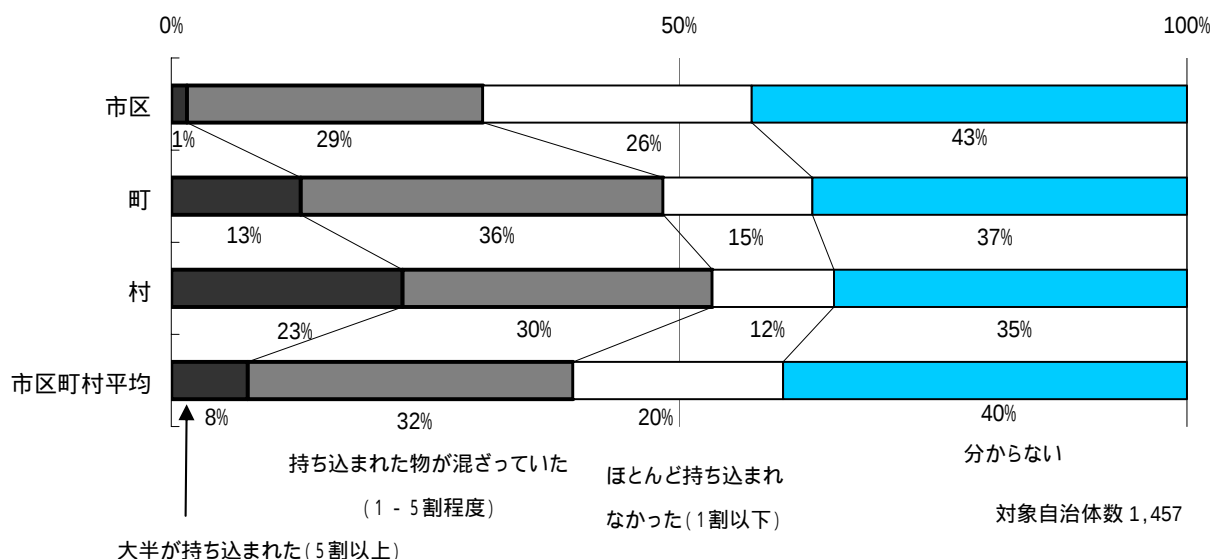


(図 4)



(図 5)

市区、町、村別の行政区域外から持ち込まれた廃家電 4 品目の推定割合



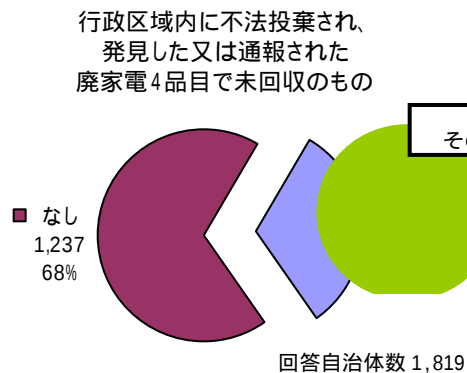
3 市区町村における不法投棄の状況について

廃家電 4 品目が行政区域内に不法投棄され、発見した又は通報されたが、未回収のものがあつた自治体は 32%、なかったのは 68% でした（図 6）。未回収のものと回答した自治体に対してその理由を尋ねたところ、私有地で立ち入ることができない 42%、回収が物理的に難しい 41%、予算が不足 25%、担当者の人数が不足 21% 等でした（図 7）
注 3）。

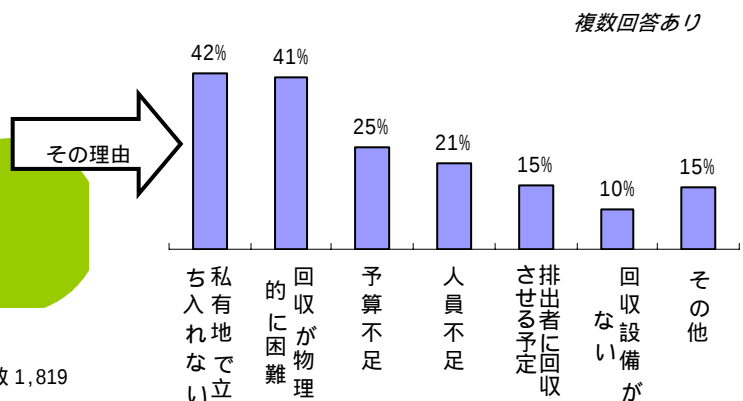
また、廃家電 4 品目の不法投棄の状況の悪質化の傾向については、投棄場所が悪質化 26%、投棄方法が悪質化 11%、以前と変わらない 65%でした（図 8）^{注 3}）。悪質化していると回答した自治体に対してその事例を尋ねたところ、回収が物理的に困難な場所（谷底等）に投棄 72%、廃家電 4 品目の中に他の廃棄物が混入された状態で投棄 27%、粗大ごみ等と混ぜて分からないようにして投棄 26%、有用な部品を引き抜いて投棄 17%等でした（図 9）^{注 3}）。

廃家電 4 品目の不法投棄による周辺環境への影響については、景観の悪化 77%、新たな不法投棄の誘発 59%、通行の妨害 16%等でした（図 10）^{注 3}）。

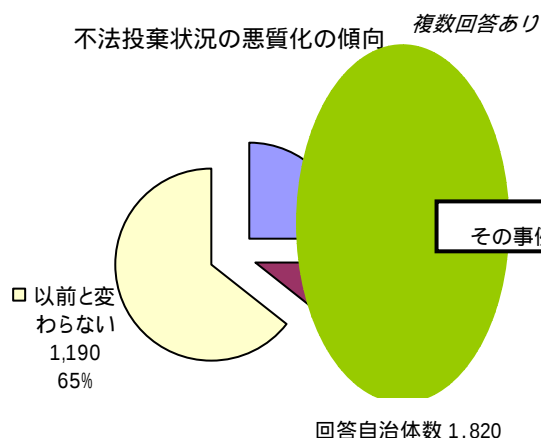
（図 6）



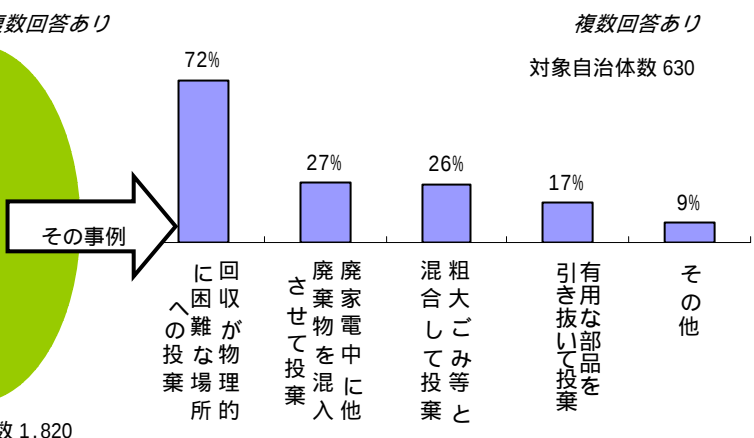
（図 7）



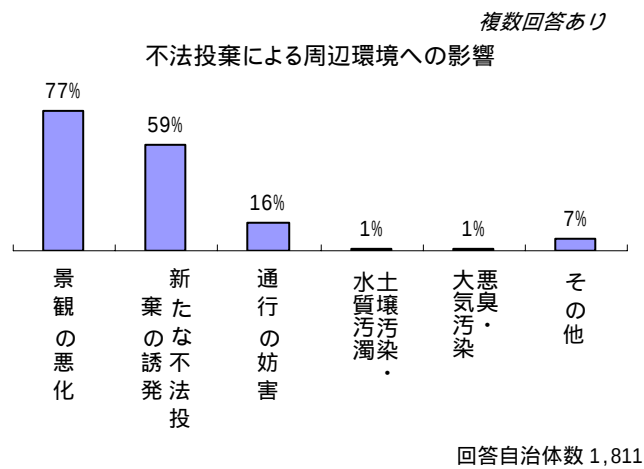
（図 8）



（図 9）



(図 10)



注 1) 1,762 自治体の人口の合計は約 12,413 万人（総人口の約 97%）です。

注 2) 1,741 自治体の人口の合計は約 12,364 万人（総人口の約 97%）です。

注 3) 複数回答方式であるため、百分率の合計が 100% となりません。